

カロリング期北フランス地方の 地域構造と流通

— サン・ジェルマン・デ・プレ修道院所領再説 —

丹 下 栄

1. はじめに：問題の所在

西欧中世の流通・市場史研究は、地域史的手法を積極的に取りこみつつ、市場をはじめとする経済拠点がそれぞれの立地点と密接に係わり、多様な水準で地域の存立に寄与してきたことを、具体的事例に即して明らかにしてきた。そして近年、地域史的手法がますます深化するなかで、ひとつの重要な展開が見られるようになってきている。すなわち、地域をそれ自体で完結したものではなく、他の地域との相互関係があって初めて成立するものと考え、それぞれの地域が持っていた外部世界との回路を不可欠の構成要素として評価する方向である。こうして、地域史的視点を強調するなかでともすれば在地的流通の影に隠れてきた遠隔地交易、あるいは非在地的流通の意義が再び注目されるようになってきた。最近の流通史、市場市研究においては、在地的流通と遠隔地交易が有機的に結合しているさまや、ひとつの都市的定住地がさまざまな水準での経済圏を統合しつつ中心地として機能しているさまが具体的に描写され⁽¹⁾、その地域における流通のありかたは地域そのもののありかたにきわめて大きな作用をなしていることが明らかとなりつつある。

中世初期社会を対象とする研究も、この動向と決して無縁ではない。S. ルベックによるフリーセン商人の研究⁽²⁾や、最近の貨幣史研究の成

果⁽³⁾は、メロヴィング末期以来、ブリテン島と大陸との間で相当規模の国際交易が展開していたことを疑いの余地なく明らかにし、カロリング期における遠隔地交易を再評価する気運はとみに高まっている。そしてJ. P. ドヴロワとCh. ゴレールは、中世初期の在地的流通へ関心が集まる劃期となったG. デスピの論文⁽⁴⁾が1968年に発表されてから今日に至る20年間のムーズ地域の都市・農村関係研究の総括をめざした作品⁽⁵⁾のなかで次のような注目すべき議論を展開した。すなわち、この地域におけるフリーセン商人の活動について、デスピはそれを直接示す史料はないとしながらも最終的な判断を保留していた⁽⁶⁾が、2人はルベックの研究や古銭学の成果を援用して、紀元千年以前には実際フリーセン商人はこの地を訪れてはいなかったと断定し、10世紀半ばまでのムーズ地域は北海沿岸地域やイングランドとの関係をほとんど持たない独自の流通圏を形成していたと主張した⁽⁷⁾。そして彼らは、ルベックが「海に向かう経済圏」と呼んだ⁽⁸⁾パリからセーヌ下流にかけての地域との対比、とくに地域内での遠距離交通路の位置づけの違いのなかからムーズ地域の独自性を明らかにしようとしたのである。

この指摘は、北フランス地方の流通構造を考える上での重要な手がかりとなるばかりではなく、流通構造に着目することによって地域類型論を構築する方向の可能性をも示唆しているように思われる。したがっていま求められているのは、ひとつの地域空間内部の在地的流通と非在地的流通との並存現象を確認することからさらに一步進んで、両者がひとつの市場、あるいはひとつの地域の内部でどのように絡みあったのかを探り、それを出発点として中世初期における交換経済のありかたを再検討することであろう。この稿は、以上のような問題関心をもとに、カロリング期の北フランス地方という枠組のなかで、在地的流通と非在地的流通とがいかに絡みあったのかを、主としてサン・ジェルマン・デ・プレ修道院が主宰する経済活動と地域経済との係わりの検討を通じて明らかにしようとする試みである。筆者はかつて、この修道院の所領明細帳を素材として、所

領経済が多様な経済活動を統合して地域経済を編成していくさまを追求したことがある⁽⁹⁾が、そのときは所領明細帳以外の史料類型はほとんど利用できず、分析もきわめて不十分なままに終わっていた。本稿の目的には、旧稿での想定を、できるかぎり多様な史料類型を利用し、また同じ地域に存在する他の領主制に係わる史料をも参照することによって再吟味することも含まれている。

2. 経済拠点としてのサン・ジェルマン・デ・プレ修道院

パリを中心とした北フランス地方の流通構造を検討するうえで、サン・ジェルマン・デ・プレ修道院の存在はきわめて大きいものがある。パリ、セーヌ左岸に本拠を置き、歴代フランク国王の埋葬所でもあったこの修道院は、カロリング期の北フランス地方で最も繁栄した聖界領主のひとつであった。9世紀初めに作成された所領明細帳⁽¹⁰⁾やフランクの王権から得た諸文書⁽¹¹⁾は、この修道院が本拠地パリからセーヌ河口にかけて、大規模な所領を展開させ、生産と流通を活発に行っていたことを伝えている。

まず確認できるのは、この修道院が穀物と葡萄酒の一大生産基地となっていたことである。所領明細帳にはそれぞれの所領にある領主直領地に含まれる穀畑、葡萄畑について、多くの場合播種量、葡萄酒の収穫量を記載している。それによれば、播種量は数値が明らかなものの合計でおおよそ12000ミュイ、葡萄酒の収穫量は約7700ミュイに達している。カロリング期の農業生産性についてはしばしばきわめて悲観的な評価がなされ、収穫量と播種量との比率も2倍程度とする見解もある⁽¹²⁾が、その場合でもここに算定された播種量と同程度の穀物は消費可能であったであろう。ところで修道院が829年にルイ敬虔帝から、872年にはシャルル禿頭王から受けとった、修道士用の収入となる所領を確認する文書⁽¹³⁾によると、修道士たちが必要とする穀物と葡萄酒は、年間それぞれ1620ミュイ、2000ミュイと査定されている。したがって、修道院内に修道士以外にも多数の構成員

表1 サン・ジェルマン・デ・プレ修道院所領の構成

章 番 号	地 名	書 式 ⁽¹⁾		耕 地			葡 萄 畑		
		本文	合計	(4) 面積	(5) 播種量	(6) 生産性	(7) 面積	(5) 収穫量	(8) 生産性
1	Jouy-en-Josas	A	A						
2	Palaiseau	A	A	287	1300	4.5	127	800	6.3
3	La Celle-les-Bordes	A	A	65	300	4.6	14.5		
4	Gagny	A	B	48	192	4.0	66	400	6.1
5	Verrières	A	C	257	1100	4.3	95	1600	16.8
6	Epinay-sur-Orge	A	C	150	250	1.7	100	850	8.5
7	La Celle-Saint-Cloud	A	C		600		62	400	6.5
8	Nogent-l'Artaud	A	C	55			41.5	300	7.2
9	Villemeux	B	—	446	1500	3.4	85	150	1.8
11	Nully	B	D	40	200	5.0			
12	Corbon	—	—						
13	Boissy-Maugis	B	E	192	480	2.5			
14	Thiais	A	A	170	800	4.7	143.5	800	5.6
15	Villeneuve-Saint-Georges	A	A	172	800	4.7	91	1000	11.0
16	Combs-la-Ville	A	A	168	850	5.1	94	1200	12.8
17	Morsang-sur-Seine	A	A	122	600	4.9	110	600	5.5
18	Coudray-sur-Seine	A	—	60	175	2.9	14	230	16.4
19	Esmans	A	C	304			80	600	7.5
20	<i>Villa supra mare</i>	B	F	37					
21	Maule	B	G	270	500	1.9	44	150	3.4
22	Saint-Germain-de-Secqueval	B	H	149	1100	7.4	100	300	3.0
23	Chavannes	B	H						
24	Béconcelle	B	—	205	650	3.2	48	250	5.2
25	Maisons-sur-Seine	B	—	220	650	3.0	50	100	2.0

(1) Devroey, "Problèmes de critique"による分類

(2) 1 マンスあたりの負担額

(3) Q: 命ぜられた量, U: 命ぜられた時

(4) 単位 ボニエ

(5) 単位 ミュイ

(6) 1 ボニエあたり播種量

(7) 単位 アルパン

(8) 1アルパンあたり収穫量

貨幣貢納 ⁽²⁾		長距離運搬賦役		犁耕賦役 ⁽³⁾	貨幣貢納 民リスト	N. B.
軍役税 ⁽⁹⁾	その他 ⁽¹⁰⁾	目的地	物品			
1.76d				○		
	lig.			Q	○	
2s/1s	pasc.			Q		
4s/2s				U	○	
4s/羊2	lig.			U	○	
2.13s.	lig.			Q	○	
2s				2日/週	○	
				Q		
	lig. cap.	Quentovic Paris	葡萄酒	Q*	○	* 行なわない時は3日/週
		[Orléans Blois]		1日/週		
	cap.	[Angers Paris]				
3s.	lig. cap.	[Angers Paris]	葡萄酒	3日/週	○	
4s/2s				2日/週	○	
4s/2s	lig.			Q	○	
4s		Quentovic*		2日/週		* 3年ごと
				Q		貨幣貢納規程なし
				Q		貨幣貢納規程なし
4s*				U	○	* または羊4, 牛1/2
		修道院*		3日/週	○	* navigium
3s*				3日/週		* または牛
1.14s	lig.			1日/週		
1.41s						
3s/1s		[Orléans Le Mans]		○	○	
4s.*	lig. cap.	修道院	穀物	3日/週		* または牛1/2

(9) d デナリウス s ソリドゥス (12 デナリウス) l リブラ (20 デナリウス)

イタリックは合計部分から1 マンスあたりの額を算出

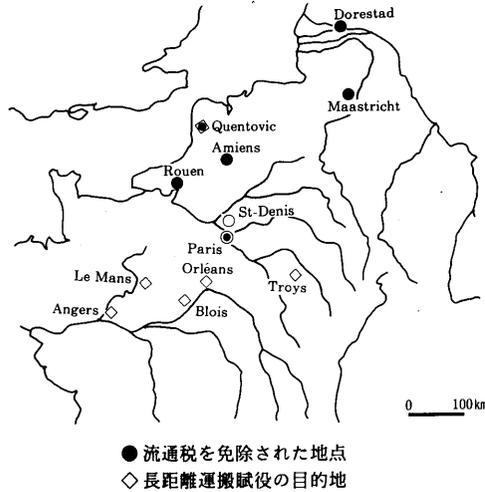
(10) lig. 森林税 pasc. 放牧税 cap. 人頭税

が生活していたとしても、領主直領地からの収穫の相当部分が所領外で消費された可能性は高いと考えられる。実際所領明細帳には、修道院とオルレアンなどロワール沿岸都市とを結ぶ葡萄酒運搬賦役が明記されている。

J. デュルリアは、修道士たちが消費した残余の葡萄酒はアンジェ、オルレアンなどの市場で売却されたと想定した⁽¹⁴⁾。これらの土地を目的地とする運搬賦役は、したがって修道院所領で生産された葡萄酒を売りに行くためのものであった、ということになる。一方ドヴロワはこれに反対して、次のように主張した。ロワール河沿岸の、良質の葡萄酒が大量に生産される、いわば葡萄酒の本場でサン・ジェルマン・デ・プレ修道院所領で作られた、おそらくはさほど質のよくない葡萄酒が市場価値を持つとは考えにくい。また葡萄栽培を大々的に行なっている荘園と葡萄酒運搬賦役が課せられている荘園とは一致していない。したがってアンジェ、オルレアンなどをめざした運搬賦役の眼目は葡萄酒の販売ではなくて買付けであり、こうして集められた葡萄酒はパリ住民の需要を満たすとともに、他の地域にも輸出された、というのである⁽¹⁵⁾。両者は葡萄酒運搬賦役の役割についてまったく相反する結論に達しているが、所領外へ生産物が搬出されたとする点では一致し、生産拠点としての修道院の姿を強く印象づけている。

しかし一方、修道士の生活に必要な物資のすべてが所領内で生産されたのではないことも確実である。872年の文書は修道士団が受取る物資として豆やチーズの他に蜜蝋、塩を挙げている⁽¹⁶⁾が、所領明細帳を見るかぎり蜜蝋、塩が所領内でまかなわれていたとは考えられず、なんらかのかたちで外部から搬入したと思われる。『聖サムソン伝』の一節には、パリ司教聖ゲルマヌスがブルターニュ地方、Dolの司教聖サムソンとの間で毎年パリ地方の葡萄酒とブルターニュ地方で産出する蜜とを交換する合意を交したとの記述がある⁽¹⁷⁾。ドヴロワはこれを聖人伝が書かれた9世紀半ばの状況を、先代の聖人を主人公として描いたと考え、パリ地方から他の地域への葡萄酒搬出の例証としている⁽¹⁸⁾が、同時にこれは外部から修道院への蜜蝋の搬入をも示すものであろう。

地図1 サン・ジェルマン・デ・プレ修道院の流通活動



このようにサン・ジェルマン・デ・プレ修道院は所領の外部と恒常的に生産物の交換を行なっていたと考えられるが、その際きわめて有利な条件となったのが、流通に必要な基礎を自力で組織できたことであろう。まず所領明細帳は保有民の負担として、目的地や運搬する物品を明示した運搬賦役をしばしば記録している。それによれば、この修道院の領民による運搬活動は修道院本拠を目的地とするもののほか、パリ、アンジェ、ル・マン、オルレアン、ブロワ、トロワ、さらに2つの所領に見られる *wicharia* と呼ばれる運搬賦役についての B. ゲラルドの解釈⁽¹⁹⁾を受けいれるとすれば、カントヴィクにまで及んでいた。また所領明細帳には、その立地、保有民の負担の運搬賦役への特化からして、流通の拠点として位置づけられる荘園がいくつか見いだされる。なかでもセーヌ河口近くに位置する *Villa supra mare* (おそらく *Quillebeuf*) の保有民は、修道院までの *navigium* を主たる任務としているが、これはパリとセーヌ河口との間に恒常的な水運が行なわれていたことをうかがわせるものである。

所領明細帳が記録する領民による運搬賦役の活動範囲は、期せずして修

道院が王権から認められた特権の流通の範囲とはほぼ一致している。すなわち779年にピピン3世が発給した流通税免除特権の確認文書⁽²⁰⁾は、フランク王国内全域での免除特権を確認するとしながらも、特に流通税が免除されるポルトゥスおよびキウィタスとして、ルーアン、カントヴィク、アミアン、マーストリヒト、ドレストッド、さらにパリ、アミアン、トロワ、サンス周辺地域とブルゴーニュ地方の名を挙げている。この範囲がサン・ジェルマン・デ・プレ修道院の経済活動のいわばホームグラウンドをなすと考えてさしつかえないであろう。したがって北フランスという地域のほぼ全域をサン・ジェルマン・デ・プレ修道院の交通網が覆っていることになる。ところでカロリング期には多くの修道院や司教座教会が流通税免除特権を王権から獲得しているが、大部分は流通税を免除される地域や物品の限定がなされ、サン・ジェルマン・デ・プレ修道院のようにフランク王国全域で無制限の特権を得ている例は少ない⁽²¹⁾。とくにルイ敬虔帝の発した商人令⁽²²⁾にあっても流通税免除の対象外となっていたカントヴィク、ドレストッドでも特権を行使できたことは流通活動の主宰者としての修道院の地位の高さをうかがわせるものである。

このようにサン・ジェルマン・デ・プレ修道院は、一大消費者であるとともに葡萄酒などの供給者でもあり、同時に北フランスの幹線交通路であるセーヌ河、およびオルレアンとパリを結ぶ陸路で保有民による運搬を組織し、さらに国際交易の拠点であったカントヴィク、ドレストッドで流通上の特権を行使することができた。こうしたかたちでの所領経営が北フランスという地域のありかたとどのように関係しているのかが、以下で検討される。

3. サン・ジェルマン・デ・プレ修道院をとりまく流通環境

この地域での流通は、しかしサン・ジェルマン・デ・プレ修道院が独占していたわけではない。史料から明らかなかぎりでも、流通と係わりを保つ

ていた修道院は枚挙にいとまない。そのなかで代表的なもので、北フランスの流通にとってきわめて大きな意味を持っていたと思われるのがパリ北郊を本拠とし、有名な年市の主宰者であったサン・ドニ修道院である。この市の起源に関しては不明の点が多々あり、近年では、年市が開かれる場所はガロ・ローマ期以前からの信仰の中心地で、市は定期的に行なわれていた宗教的・政治的集会から転化したものであったという A. ロンパール・ジュルダンの野心的な主張⁽²³⁾がダゴベール1世による市の創建を想定する L. ルヴィヤンの通説⁽²⁴⁾と鋭く対立しているが、カロリング期にこの市が多くの外來商人を引きつけていたことは確実である。この市に関する文書で真正性が認められている最古のものである、753年にピピン3世が発給した文書⁽²⁵⁾では、王はパリ・パグス内で徴収される流通税をサン・ドニの市の開催期間中、サン・ドニ修道院に寄進するとした先任の王たちの特権賦与を確認している。この中で文書は、市を訪れるアングロサクソン人とフリーセン人に言及し、またここに各地から葡萄酒を調達するために人々が集まると記している。また、ダゴベール1世発給の市場開設文書と称する偽文書⁽²⁶⁾——ルヴィヤンはこれを900年ころに当時の状況を反映させつつ作成されたと考え⁽²⁷⁾、ロンパール・ジュルダンは8世紀前半の作と主張している⁽²³⁾——にはルーアン、カントヴィクを経由して人々が市を訪れるとの記述があり、取引される物品として葡萄酒の他、蜜蝋と茜を挙げている。そしてこの年市からの流通税徴収をめぐるくり返されたパリ伯と修道院との争い⁽²⁸⁾は、サン・ドニの年市において活発に取引が行なわれ、市場での取引や商品の通過に際して徴収される税収入が魅力ある金額に達していたことを示している。

またパリの都市壁内にも市場が存在したことをサン・モール・デ・フォッセ修道院の土地台帳⁽³⁰⁾が伝えている。これは修道院がパリに持っていた地片とその地代の記録であるが、そのなかに *mercado* に隣接するとされたものが2筆含まれている。周知のようにこの都市はセーヌ左岸、右岸、そしてシテ島という3つの構成要素からなっている。このうちシテ島では、

造幣所と taberna の存在が確認され、中世初期にはここで都市的活動が行なわれていたことがうかがえる。しかし中世初期以来パリの流通活動にとってより重要だったのはセーヌ右岸地域であった⁽³¹⁾。ガロ・ローマ期には他の2地域に比べて農村的要素の強い景観を示していた右岸地域は、メロヴィング期以降多くの非農業的人口を集めるようになる。それに与って力あったのは Greve にあった天然の船着場で、ここで多くの物品が荷卸された⁽³²⁾。サン・モール・デ・フォッセ修道院の土地が隣接するとされた市場は、ロンバル・ジュルダンによればちょうどこの船着場に位置していたのである。

このように、パリ近辺は、少なくともカロリング期には葡萄酒の積出地として国際交易上の重要な拠点となっていた。パリ地方と北海、さらには対岸のブリテン島へとを結ぶ回路は北フランスの流通構造のうえでひとつの軸となっていたと思われる。海へ、さらには対岸のブリテン島への回路として大きな意味を持っていたのがセーヌ、ロワール両河である。なかでもセーヌ河は海への回路として有利な条件に恵まれていた。それは海嘯と呼ばれる、満潮時に河を遡る海水と河を下ってくる淡水とが干渉して起こす三角波が比較的小さいため、船が容易に海に漕ぎだせるという事情である⁽³³⁾。そしてルベックによれば、フランクの王権はメロヴィング期、カロリング期を通じて北海でのヘゲモニーを追求していた⁽³⁴⁾。セーヌ河口からカンシュ河口にかけての海岸地帯にサン・ヴァンドリーユ、ジュミエージュ、フェカンなど、多くの修道院を創建したのもこうした政策の一環であった。フランクの諸王が発給した流通税免除特権賦与状や寄進文書は、これらの修道院もまた流通と一定の係わりを持っていたことを示している⁽³⁵⁾。

しかしこうした遠隔地交易の一方で、パリ集辺では、きわめて在地的な取引が活発に行なわれ、貨幣経済はきわめて広範な社会層に浸透していたと思われる。サン・ドニ修道院がパリ近隣に持っていた Pontoise や Cormeilles-en-Vexin 所在の週市⁽³⁶⁾は、在地的流通が日常的に行なわれていたことのひとつの証拠となろう。また『聖ゲルマヌス奇蹟伝』が語る、

Moussy の聖母教会に毎年 2 分の 1 デナリウスを納めていた貧しい女性が教会に納めるべき金で肉を買って天罰を受け、聖人の奇蹟によって救われた挿話⁽³⁷⁾は、パリ近隣では食料品、それも保存の困難な生鮮食料品の取引まで行なわれ、社会的地位のきわめて低い者も貨幣を手にする機会を持ち、市場で生活必需物資を購入していたという想定を可能にしている。それはいみじくもドヴロワが論文の表題とした⁽³⁸⁾ように、サン・ジェルマン・デ・プレ修道院を交換経済のただなかに位置させるものであった。

4. 領民と貨幣経済

前項で検討したような北フランス地方の交通上の地位は、単に大領主としてのサン・ジェルマン・デ・プレ修道院の存立に係わっていたばかりではなく、同時代の直接生産者層の生活にもきわめて大きな影響を及ぼしていた。特にそれが集中的に現れる局面のひとつが、保有民の負担する貨幣貢租である。カロリング期の所領明細帳が記録する軍役義務や家畜貢納などの貨幣による代納、その他さまざまな名目による貨幣納入規定は、デスピ以来多くの歴史家の注目するところとなった。そして貨幣貢納義務の存在は、生産者層による貨幣入手のための余剰生産物の販売と結びつくことされ、在地的流通の発展、農民経済の上昇の現れとして理解されるのが通例となっている⁽³⁹⁾。サン・ジェルマン・デ・プレ修道院所領もその例にもれない。所領明細帳に記された保有民 1 人当りの貨幣貢納額は同時代の大所領のなかで最も高い水準となっている⁽⁴⁰⁾のに加えて、領民の貨幣貢納義務は例外的な 2 所領を除いて他のすべてに現れている。したがって領民への貨幣経済の浸透は、この修道院所領においてかなり高い水準に達していたと思われる。

ところでサン・ジェルマン・デ・プレ修道院での貨幣納入規定に特徴的なのは、それが特定の義務に集中して現れる傾向が強いことである。すなわちそれは軍役税 *hostilicius*、森林使用税 *lignaticum*、放牧税 *pastiona-*

ticus の金納化がほとんどで、犁耕賦役や運搬賦役の貨幣代納は見られない。しかも長距離運搬賦役を行なう領民に対してはしばしば犁耕賦役が减免されているのに対して、所領経営のうえで基幹的な労働となると思われるこの2つの賦役が貨幣貢納で代替される事例は認められない。したがってここではデスピィがプリュム修道院の Villance 所領について指摘した⁽⁴¹⁾ような、農民による賦役労働の買戻しは、少なくとも全面的には進行していなかったとしなくてはならない。貨幣の納入額がいちぢるしく多いのは軍役代納金の場合で、最低でも1ソリドゥス、多くは3—4ソリドゥスを支払うよう規定されている。それ以外の、放牧税などが金納化された場合はそれぞれ4デナリウスが標準となっているようである。高額な軍役代納金を負担している所領を見ると、セヌ河とヨンヌ河の合流点近くに位置する Esmans 以外はいずれもパリ近郊、修道院に比較的近い場所に位置している。したがって、保有民の諸負担の金納化がパリ近辺の所領においてより高い程度に進行しているとするブライバーの指摘は、一定の説得力を持っているとしてよいであろう⁽⁴²⁾が、それとともにサン・ジェルマン・デ・プレ修道院の保有民の大多数はなんらかの名目で貨幣貢納義務を課せられていたことを忘れてはならない。

すでに述べたように賦役の金納化、農民層への貨幣経済の浸透は、従来生産性の向上、農民経済の発展と関連させて論じられるのが常であった。しかしサン・ジェルマン・デ・プレ修道院所領という枠の内部で考えた場合、貨幣貢納額の多い保有民が他と較べて経済的により高い水準に達しているとは、必ずしも言うことはできない。農民経済発展の指標と考えられるマンスの人口過剰、マンス規模についても、貨幣貢納の進行程度との相関関係は認められない。したがって、中世初期における貨幣貢納を、単に農民経済の発展の結果としてのみ説明するのは不十分であるといわなくてはならない。むしろそれは、市場機能を維持するための領主の政策的意図によって、よりよく説明できる面を持っていると言わねばならない。すなわち所領周辺に多数住んでいたと思われる、在地の商人や貧民層など、市

場で生活必需物資を調達せざるを得ない人々に食料品を恒常的な供給できるのは、大所領に住み、一定水準の生産性を達成した保有農民以外には考えられない。そのとき領主が採ったのは、さまざまな名目で貨幣貢納を要求し、貨幣需要を高めることによって余剰生産物を市場に、いわば引きずりだすという策であったと思われる。それは領主にとって、地代としていったん集めた生産物を市場に運ぶのよりも、市場税収入の点でも有利だったのであろう。実際サン・ジェルマン・デ・プレ修道院が市場から一定の収入を得ていたことは、994—95年に作成された、Marolles-sur-Seine に所在する市場の一部を年間10スー支払うことを条件にある人物に譲与したことを記録する文書⁽⁴³⁾からも裏付けられる。そしてまた修道院は、在地の商人や手工業者など、領主制に完全には取りこまれていない人々を、市場を介した生活必需物資の供給体制を確保することを通じてある種の支配・保護関係の下に置くことをも期待したのではないだろうか。

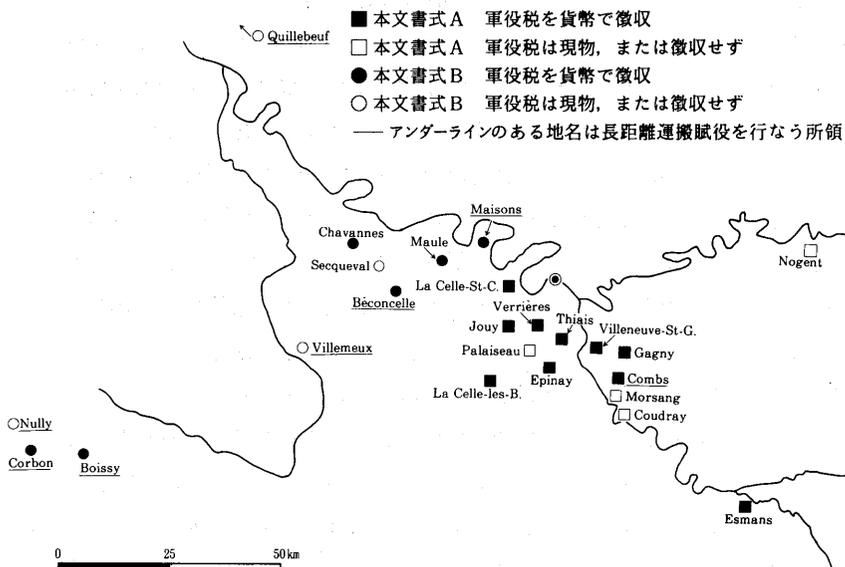
こうしてみると、領民に対する貨幣貢納義務は、サン・ジェルマン・デ・プレ修道院の場合、農民層への貨幣経済の浸透の結果であると同時に、生産者を市場に導き、食糧を市場での流通に投じるための領主の意図の反映でもあるように思われる。修道院の所領明細帳に記録された軍役税を分析したデュルリアは、これが国家が徴収する公的賦課租であるとしたうえで、その徴収が生産物による場合も貨幣の場合も、負担の重さは同一となるように配慮されていたと主張した⁽⁴⁴⁾。軍役税を公的賦課租と見なすのに反対する点でデュルリアと真っ向から対立するドヴロワ⁽⁴⁵⁾も、貨幣貢納を通じて生産者と市場とを結びつけようとする修道院の政策的意図を示唆している。全体としてサン・ジェルマン・デ・プレ修道院所領における貨幣代納は、貨幣経済の進展の結果としてやむなく選択されたのではなく、より積極的な、現状改革の性格を持っていたように思われる。これをただちに一般化することはできないが、流通が充分に行なわれていない段階で、領主が領民に貨幣の納入を課すことによって流通を促進し、併せてその主導権を握ろうとするという図式を、ひとつのモデルとして措定することも

不可能ではなかろう。そしてまた、カロリング期のパリ近辺に相当多数の非農業人口が存在し、しかもそれが領主制へ完全には取りこまれていないかたちで存続しえた背景には、サン・ジェルマン・デ・プレ修道院のような有力領主層が、一定水準の生産性を持つ領民を「強制された流通」⁽⁴⁶⁾としての地域内流通と結びつけたという事情があったと思われる。すなわちそこには領主制から相対的に「自由な」経済活動がその根本において領主制の下で行われるそれに支えられ、一方領主の側も領主制の下に組織されない経済活動を温存することによって、かえって自己の力を強めることができたという想定が可能となってくるのである。

5. サン・ジェルマン・デ・プレ修道院の所領編成と流通構造

以上に見てきたように、サン・ジェルマン・デ・プレ修道院は交通路の

地図2 サン・ジェルマン・デ・プレ修道院の所領編成



確保と「商品」の生産、ないしは生産物の「商品化」という2つの面から北フランスの地域経済の形成に係わっていたことが浮かび上がってきた。そして所領編成の検討も間接的ながら、この想定を補強するものとなっているように思われる。

カロリング期の大所領がそれぞれが個性を持った定住地を有機的に結合したもので、所領の分散にも積極的な意味があることは、以前から歴史家の関心を集めていた。サン・ジェルマン・デ・プレ修道院所領に関しても、まずド・ラ・モト・コラ⁽⁴⁷⁾が修道院の所領が交通路によって結合されていることを指摘し、デュルリアも所領内に葡萄酒生産の拠点となるものがいくつか存在し、しかもその立地は気候的条件とともに流通上の配慮から決められ、運搬の便の良いセーヌ水系に面した定住地が選ばれたと主張した⁽⁴⁸⁾。それとはまったく別の角度から、しかし所領編成を考えるうえできわめて示唆に富んだ論点を提示したのがドヴロワの所領明細帳研究である⁽⁴⁹⁾。

彼は、若干の逸失部分はあるものの、全体が統一的な計画の下に作成され、内的統一という点できわめて高い水準にあるとする点で歴史家の見解はほぼ一致していたこの史料が、実際は他の所領明細帳と同様に複合的な性格を強く持っていると主張した⁽⁵⁰⁾。すなわち、所領明細帳の各章は本文に当たる部分と末尾にしばしばつけられた合計部分から成るが、本文には2つの、合計部分には8種類の書式が併用されている。特に注目されるのは本文の書式の違いで、保有民の家族構成を「子供を x 人持ち、その名前は……」（“*habet secum infantes x his nominibus...*”）と記す書式Aによって記録された所領がパリより東、とりわけパリ近隣にかたまっているのに対し、「彼らの子供の名前は以下のとおり」（“... *isti sunt eorum infantes...*”）とする書式Bは遠隔地所領と、パリより下流のセーヌ沿岸に所在する所領を記録するのに使われている。こうした書式の違いは、ドヴロワによれば、所領明細帳を作成した複数の調査団がそれぞれの書式例を持って実態調査に赴いて記録を作成したことによる⁽⁵¹⁾。結論

としてドヴロワは、一見その全体が統一的な計画のもとに一気に作成されたかに見える現存の史料も実際は複数の所領明細帳をある時点で合冊したものと主張している⁽⁵²⁾。この考えが正しいとすれば、書式の違いは、各所領の所領経営上の位置づけに違いを反映していることになる。実際、2つの書式は、空間的にはっきりと分かれて使われているのである。

所領の立地と書式との対応関係は、サン・ジェルマン・デ・プレ修道院の所領がパリの東部を境として大きく2つの所領群に分かれるという印象と適合的である。そしてドヴロワが想定する⁽⁵³⁾ように、実地調査によって作成された、複数のいわば原基的所領明細帳がそれぞれ所領経営上の実務資料として使われ、後に必要に応じて合冊されたとすれば、パリの東西にある所領群はもともと所領経営のなかで別個のものとして扱われていたという想定も成りたつことになる。実際2つの所領群はそれぞれ中心となるべき定住地と、ポルトゥス、あるいは流通税徴収所として史料に現れる流通の拠点、さらにカントヴィクへの運搬賦役を行なう所領を持ち、どちらも所領群というにふさわしい内的連関を持っていたと思われるが、しかしその機能は対照的ともいえる姿を示している。

まずパリ東部の所領群は、全体として集積度が高く、また葡萄栽培において、単位面積あたりの収穫量の多い所領を擁していること、軍役税の貨幣代納が進行している一方で目的地を明記した運搬賦役が Combs-la-Ville におけるカントヴィクへのそれを除いて現れないこと、などによって特徴づけられている。一方パリ西方の所領群は、当時の主要な交通路、すなわちセーヌ河、およびマルセユから北上してオルレアン、パリを経て北に向かうかつてのローマ街道に沿って所在し、長距離運搬賦役がしばしば見られる他、軍役税に関しては貨幣での代納よりは現物の給付が優勢であるという特徴を持っている。すなわち修道院は保有民の主要な任務を、前者では穀畑、あるいは葡萄畑での農業生産、後者では長距離の運搬賦役と位置づけていたようにも思えるのである。

この東方所領群における農業生産重視、西方所領群での運搬賦役重視

という印象は、wicharia と史料に記されたカントヴィクへの運搬賦役の検討によっても決して薄れることはない。すなわち東方所領群に属する Combs-la-Ville においてはこの賦役を負担するマンスは19にすぎず、しかもそれは3年に1度の負担となっている⁽⁵⁴⁾のに対し、西方所領群でこれを行なう Villemeux の場合は少なくとも46のマンスが毎年「命ぜられたときに」行なうとされ⁽⁵⁵⁾、Combs-la-Ville の場合よりも、より重要なものとして位置づけられているように思われる。また、2つの所領群はその様相において対象的な中心となるべき荘園を持っていた。西方の所領群では Villemeux、東方では Villeneuve がそれに当たるであろう。Villemeux は、ポルトゥスとして史料に現れたこともあり⁽⁵⁶⁾、所領明細帳のなかでもいくつかの定住地にまたがった土地財産をまとめてひとつの荘園とする、いわば地域の要の役目を果たす場所であった。しかし所領明細帳の記録を見るかぎり、農業生産の基地としてはきわめて弱い力しか持っていないとしなくてはならない。領主直領地の葡萄畑を見ると実際の収穫量、単位面積あたりの収穫量のいずれもサン・ジェルマン・デ・プレ修道院所領のなかで最低の水準である。穀畑に関しても単位面積あたりの播種量は低い水準に止まっている。またマンスの平均面積はきわめて大きく、1マンスは1農民家族の生計を支えるに足るだけの収穫をあげる穀畑を持つという基本原則が貫徹していたとすれば、この地の土地生産性はきわめて低水準であったと結論せざるをえない。しかし一方、保有民の運搬賦役を見ると、ここがパリとロワール沿岸諸都市とを結び、さらにはカントヴィクとの回路をも持った一大交通基地となっているさまがうかがえるのである。

一方 Villeneuve は、中心としての機能を持つとはいっても、その内容はいささか様相を異にしている。この所領については、872年にシャルル禿頭王が発給した文書に興味深い条が見いだせる。修道士団の収入を確定し、それに充てる土地財産などを確認したこの文書で、Villeneuve は葡萄酒供給の拠点として描かれている。すなわち、修道士の日常の飲用に供する葡萄酒はこの地とここに隣接する Thiais からもたらされることが規定され、

またここで葡萄は压榨機にかけられ、容器に入れられて修道院に運ばれると記されている⁽⁵⁷⁾。Villeneuve 自体の葡萄畑の生産性はそれほど高くないが、近隣には Thiais, Combs-la-Ville, Verrières といった葡萄生産の拠点があり、ここが葡萄酒生産の一中心となっていたことがうかがえる。全体として、東方の所領群の機能は、穀物や葡萄酒に代表される生活必需品をパリに集め、あるいは周辺の在地市場に供給することにあつたのではないだろうか。サン・ジェルマン・デ・プレ修道院が流通税徴収権を保持していた Villeneuve には市場があつた可能性が高い⁽⁵⁸⁾が、もしそうだとすれば、それはまさに周辺に住む農民の生産物を半ば強制的に商品流通へ取り込む機能を果していたであろう。一方それに対して、西方の所領群は食糧生産の基地としてではなく、地域間、さらには国際的流通路をかたちづくることに第一の存在意義があつたように思われる。

こうした所領編成と対応してサン・ジェルマン・デ・プレ修道院の流通活動圏には、外部世界との接点が不可欠のものとして備えられていた。この所領群の西の端にはセヌ河水運の基地と目される Villa supra mare があり、それとほど遠からぬ場所に位置するルーアンで修道院は特権的取引を行なうことができた。運搬賦役の目的地として挙げられたカントヴィク、さらにはロワール沿岸の諸都市もまた、それぞれの水準で異なつた世界を結びつける機能を持っていたであろう。そしてパリ、およびそれにほど近いサン・ドニはそれ自体、国際的取引の場として外部世界との巨大な接点となっている。すなわちサン・ジェルマン・デ・プレ修道院所領は、在地的流通と非在地的流通とがバランスを保って行なわれる体制を領主制を梃子として確保することによって初めて十分に機能しえたと考えられるのである。

もちろん、領主制の内部でさまざまな層の流通活動が並存していたことの真の意味を探るためには、領主制の枠を超えて、すなわち言葉の真の意味での地域史的視点から史料を検討する必要がある。それは今後の課題とせざるを得ないが、その手がかりとして指摘できるのは、中世初期のパリ

が多数の住民、特に非農業的人口を持っていたことである。そのころのパリは2-3万の住民が住んでいたと推定される⁽⁵⁹⁾が、それは食糧や燃料を大量にパリに集める必要があったことを意味する。そしてパリの住民が必要とする生活必需物資の少なくとも一部は市場を通じて最終消費者の手に渡ったことは、『聖ゲルマヌス奇蹟伝』の挿話からも確実であろう⁽⁶⁰⁾。パリ周辺の週市の、少なくとも任務のひとつとして、パリ住民の必要とする物資、特に食料品を不断に集積することがあったのではないだろうか。さらに考えを進めるならば、パリ地方が中世初期に国際的流通の拠点となりえた理由として、葡萄酒などの商品を集積する体制が整っていたことその他に、外来の、また在地の流通担当者に対して、地域的な流通システムによって食糧などが十分に供給されたという事情も想定できるように思われる。サン・ジェルマン・デ・プレ修道院がそれに係わった可能性は大きいといわねばならない。

6. おわりに：若干の展望

以上、考察は未だ不十分ではあるが、おおよそ次のような見通しがえられたと思う。

①中世初期の北フランス地方では在地的流通とともに、とくにイングランドとの遠隔地交易が活発に行なわれていた。ここでは多様な流通が重層的に、重なりつつ行なわれていた。そして経済的には豊かでない、社会的にきわめて低い層に属する者も市場を舞台とした交換経済と係わりを持っていた。訪れていた。

②重層的な流通を地域経済の構成要素としてまとめあげるうえで、サン・ジェルマン・デ・プレ修道院をはじめ聖界領主層の寄与はきわめて大きかった。それは保有民に課す運搬賦役によって財貨の移動を行なうこと、また彼らに貨幣貢納義務を課すことによって商品を創出することを通じてなされた。

③地域内で行われる「低次」の流通システムの整備は年市で取引される商品の搬入、年市を訪れる外来者の食糧確保にとって不可欠であった。すなわち一見「自由」な商人によって行なわれたかに見える遠隔地交易は、領主の主導する在地的流通があって初めて可能となったのである。

この見通しを、北フランス地域に関してさらに多くの史料によって検証し、併せて他の地域との比較を通じて地域類型論の可能性を探ることを今後の課題としたいと思う。

(注)

- (1) 最近の成果として *Villes et campagnes au moyen âge. Mélanges Georges Despy*, Liège, 1991 に収められた諸論文、また日本語で書かれた作品としては、田北廣道「14-16世紀大都市・周辺地間の経済諸関係の側面——ケルン甲冑工ツンフトの場合——」森本芳樹(編著)『西欧中世における都市=農村関係の研究』九州大学出版会、1988年、449-498頁、山田雅彦「13世紀初頭の流通税表に見るサンスの流通構造——シャンパーニュ大都市近接地域における都市と農村——」『西欧中世における都市=農村関係の研究』、261-309頁、岡村明美「中世ボワテ流通税表の分析」『社会経済史学』56巻6号、1991年、1-31頁、藤田裕邦「西欧中世初期の修道院における所領と市場——コルヴァイ修道院の事例から——」『社会経済史学』57巻4号、1991年、28-54頁などが挙げられる。
- (2) S. Lebecq, *Marchands et navigateurs frisons du haut moyen âge*, 2vols, Lille, 1983.
- (3) その代表として、Ph. Grierson/M. Blackburn, *Medieval European Coinage, t.1, The Early Middle Ages (5th-10th centuries)*, Cambridge, 1986; P. Spufford, *Money and its Use in Medieval Europe*, Cambridge, 1988. 貨幣史研究の最近の動向については、森本芳樹「小額貨幣の経済史——西欧中世前期におけるデナリウス貨の場合——」『社会経済史学』57巻2号、1991年、13-32頁を参照。
- (4) G. Despy, "Villes et campagnes aux IX^e et X^e siècles: l'exemple du pays mosan", *Revue du Nord*, t. 50, 1968, pp.145-68. (平嶋照子, 森本芳樹訳「9-10世紀の都市と農村——ムーズ地域の場合——」森本芳樹編『西欧中世における都市と農村』九州大学出版会、1987年、71-122頁).

- (5) J. -P. Devroey/Ch. Zoller, "Villes, campagnes, croissance agraire dans pays mosan avant l'an mil: vingt temps après. . . ", *Mélanges Georges Despy*, pp. 223-60.
- (6) G. Despy, "Villes et campagnes", p. 143-53 (邦訳, 76-83頁).
- (7) J. -P. Devroey/Ch. Zoller, "Villes, campagnes, croissance agraire", pp. 228-32.
- (8) Lebecq, "La Neustrie et la mer", H. Atsma (ed.), *La Neustrie. Les pays au nord de la Loire de 650 à 850. Colloque historique international*, Sigmaringen, 1989, t. 1, p. 432.
- (9) 丹下栄「西欧中世初期・地域経済の諸様相——サン・ジェルマン・デ・ブレ修道院所領の場合——」『西洋史学』121号, 1981年, 1-18頁。
- (10) B. Guerard(ed.) *Polyptyque de l'abbé Irminon*, Paris, 1844/A. Longnon(ed.), *Polyptyque de l'abbaye de Saint-Germain-des-Prés*, Paris, 1886-95. 本稿ではロンニョン版(以下PSGと略記)を用い, 引用はすべてその頁を示した。
- (11) R. Poupardin (ed.), *Recueil des chartes de l'abbaye de Saint-Germain-des-Prés des origines au début du XIII^e siècle*, Paris, 1909 (以下CSGと略記)。
- (12) G. Duby, *L'économie rurale et de la vie des campagnes dans l'Occident médiéval*, Paris, 1962. t. 1, p. 191を参照。
- (13) CSG, pp. 43-47 (No.28); pp. 58-63 (No. 36)。
- (14) J. Durliat, "La vigne et le vin dans la région parisienne au début du IX^e siècle d'après le Polyptyque d'Irminon", *Le moyen âge*, t. 74, 1968, pp. 399-401.
- (15) Devroey, "Un monastère dans l'économie d'échanges: les services de transport à l'abbaye Saint-Germain-des-Prés", *Annales ESC*, 1984, pp. 577-78.
- (16) CSG, p. 61; . . . et pro centum octoginta leguminum modiis, et pro casei pensis centum sexaginta, et pro modiis viginti adipis et pro viginti sestariis butiri et pro quattuor sestariis mellis et duabus cere libris omni mense, pro modiis etiam salis centum et pro bracis viginti per duodecim modia...(No. 36)。
- (17) F. Plaine(ed.), "Vita antiqua Sancti Samsonis Dolensis episcopi", *Analecta bollandiana*, t. 6, 1887, p. 133; . . . et clerici monasterii

Germani illis dixerunt: *Ite cum cera vestra; nos vino nostro indigemus, et exhinc dare vobis volumus.*

- (18) Devroey, "Un monastère", pp. 578-79. この史料の成立年代をめぐる問題は佐藤彰一「7世紀後半ルーアン司教区における修道院建設・定住・流通——聖人伝を主たる素材として——」『西欧中世における都市=農村関係の研究』, 9頁を参照。
- (19) Guerard, *Polyptyque*, t. 1 (prolegomènes), pp. 786-90.
- (20) CSG, pp. 29-31 (No. 19).
- (21) カロリング期の流通税とその免除特権については F. -L. Ganshof, "A propos du tonlieu à l'époque carolingienne", *La città nel'alto medioevo (Settimane di studio, VI)*, Spoleto, 1959, pp. 485-508を参照。
- (22) Ganshof, "Note sur le «praeceptum negotiatorum» de Louis le Pieux", *Studi in onore di A. Saponi*, Milano, 1957, pp. 103-12. K. Zeumer(ed.), *Formulae merovingici et karolini aevi (MGH, Formulae)*, p. 315; *teloneum excepto ad opus nostrum inter Quentovico et Dorestado vel ad Clusas, ubi ad opus nostrum decima exigitur, aliubi eis ne requiratur.*
- (23) A. Lombard-Jourdan, "Les foires de l'abbaye de Saint-Denis. Revue des données et révision des opinions admises", *Bibliothèque de L'école des chartes*, t. 145, 1987, pp. 273-338. とりわけ pp. 277-94。また山田雅彦「西欧中世都市の起源と年市——A. ロンバルド・ジュルダンの最近の業績をめぐって——」『市場史研究』2号, 1986年, 81-93頁を参照。
- (24) L. Levillain, "Etudes sur l'abbaye de Saint-Denis a l'époque mérovingienne", *Bibliothèque de L'école des chartes*, t. 82, 1921, pp. 5-116/t. 86, 1925, pp. 5-99/t. 87, 1926, pp. 245-346/t. 91, 1930, pp. 5-65; 264-300. とりわけ t. 91, pp. 5-65; 264-300.
- (25) *MGH, Diplomatum. Karolinorum*, I, Berlin, 1956, pp. 9-11(No. 6).
- (26) R. de Lasterie(ed.) *Cartulaire généralde Paris*, t. 1, Paris, 1887, p. 10 (No 7)
- (27) Levillain, "Etudes sur l'abbaye de Saint-Denis, 1930, pp. 14-37.
- (28) Lombard-Jourdan, "Les foires de l'abbaye de Saint-Denis", pp. 283-84.
- (29) 例えば *MGH, Dipl. Karol.*, I, pp. 17-18(No. 12).
- (30) D. Hägermann/A. Hedwig (ed.), *Das Polyptycon und die Notitia*

- de Areis von Saint-Maur-des-Fossés. Analyse und Edition*, Sigmaringen, 1990. 佐藤彰一「9世紀末パリの教会と土地所有——Saint-Maur-des-Fossés 修道院土地台帳の分析を中心として——」『社会科学ジャーナル』（国際キリスト教大学）16号, 133-59頁参照。
- (31) Lombard-Jourdan, *Aux origines de Paris. La genèse de la rive droite jusqu'en 1223*, nouvelle édition, 1985, pp. 13-14.
- (32) Lombard-Jourdan, *Aux origines de Paris*, p. 32.
- (33) Lebecq, "La Neustrie et la mer", p. 422.
- (34) Lebecq, "La Neustrie et la mer", pp. 409-10.
- (35) L. Ganshof, "A propos du tonlieu à l'époque carolingienne, p. 498 を参照。
- (36) G. Tessier(ed.), *Recueil des actes de Charles II le chauve, roi de France*, Paris 1943-52, t. 2, pp. 93-95 (No. 263)によれば, 864年, シャルル禿頭王は Pontoise 土地を週市の全部, ポルトゥスの半分とともにサン・ドニ修道院に寄進し, また, pp. 210-12 (No. 323)は 869年, Cormeilles-en-Vexin 所在の毎週火曜日に開かれる市が寄進されたことを記録している。
- (37) J. -P. Migne (ed.) *Patrologiae cursus completus, . . . Series Latina*, t. 126, col. 1043 ; Haec olim pro qualibet sibi adhaesibili infirmitate ad sanctae Mariae basilicam, quae ibi prope sita est, annuale votum juxta suae paupertatis modulum ex dimidii denarii quantitate constituerat. Sed adveniente Dominicae Resurrectionis die, emit inde, blanda diei subripiente occasione, edulium carnis, atque comedit, parvipendens melius non vivere, quam post votum vota non reddere: , W. Bleiber, "Gundherrschaft, Handwerk und Markt im Gebiet von Paris in der Mitte des 9. Jahrhunderts", *Siedlung, Burg und Stadt. Studien zu ihre Anfängen*, Berlin, 1969, pp. 145-46.
- (38) Devroey, "Un monastère", pp. 570-89.
- (39) 代表的な議論として Despy, "Villes et campagnes", pp. 157-58 (邦訳87-89頁), Devroey, "Un monastère", pp. 582-83. またブライバーは貨幣納入が市場と結びつくことを強調するとともに, それが共同体にあらゆる生産者がとり込まれるに至っていない中世初期において, 共同体に属していない人々への食糧供給の回路, さらには初期封建制社会特有の社会的分業関係の成立要因となっていたことを主張している (Bleiber, "Gundherrschaft, Handwerk und Markt", p. 145)。

- (40) Devroey, “Réflexions sur l'économie des premiers temps carolingiens (768-877): grands domaines et action politique entre Seine et Rhin”, *Francia*, t. 13, 1986, p. 485 参照。
- (41) Despy, “Villes et campagnes”, pp. 154-57 (邦訳84-88頁)。
- (42) Bleiber, “Gundherrschaft, Handwerk und Markt” pp. 140-41.
- (43) CSG, pp. 75-76 (No. 46); ... eredi de foro nostro, quod est in potestate nostra que vocatur Matriolis; quod et fecimus u... communi assensu fratrum nostrorum simul et nobilium laicorum, ea quidem ratione ut annatim persolvant censum, videlicet .X. solidos in festivitate sancti Germani... Marolles の市場は780年にカール大帝が発給した、この地に所在するウィラを寄進する CSG, pp. 31-34 (No. 20) にも現れている。ただしポルトゥス、市場に対する独占権を併せて寄進するとの条は後代の挿入と考えられている。CSG, p. 31, n. 1 参照。
- (44) Durliat, “Le polyptyque d'Irminon et l'impôt pour l'armée”, *Bibliothèque des Ecoles des chartes*, t. 141, 1984, p. 185-86.
- (45) Devroey, “Problèmes de critique autour du polyptyque de l'abbaye de Saint-Germain-des-Prés”, *la Neustrie*, t. 1, p. 459.
- (46) Devroey, “Un monastère”, p. 582.
- (47) M. de La Motte-Collas, “Les possessions territoriales de l'abbaye de Saint-Germain-des-Prés du début du IX^e au début du XII^e siècle”, *Mémorial du XV^e centenaire de l'abbaye de Saint-Germain-des-Prés*, Paris, 1959, pp. 49-80.
- (48) Durliat, “La vigne et le vin”, p. 400.
- (49) Devroey, “Problèmes de critique”, pp. 441-65.
- (50) Devroey, “Problèmes de critique”, pp. 445-46.
- (51) Devroey, “Problèmes de critique”, p. 452.
- (52) Devroey, “Problèmes de critique”, pp. 453-54.
- (53) Devroey, “Problèmes de critique”, p. 452.
- (54) PSG, t. 2, p. 236; Ad tertium annum wicharia.
- (55) PSG, t. 2, p. 101; Et faciunt omni anno inter totas tres decanias carrum I ad wichariscam, si eis injungitur.
- (56) PSG, t. 2, p. 98, n. 1.
- (57) CSG, p. 61 (No. 36); duobus etiam fratribus in eadem Villa Nova laborantibus, quae dari ibidem consuetudo fuit dentur, et torcu-

laria juxta solitum reemenduntur, et vasa vinaria praeparentur, vinumque ex more ad monasterium deferatur.

- (58) CSG, p. 31 (No. 19); Adjungimus etiam teloneum illum, quem Gaehardus comis ad Villa Nova curte sancti Germani visus fuit recipisse, ut deinceps pars sancti Germani ipso telloneo, cum omni integritate, in nostra aelimosina ad luminaribus ipsius ecclesiae recipere debeant, absque alicujus contrariaetate. 流通税徴収所や造幣所の所在地には通常市場が附随しているとする見解については、Bleiber, "Gundherrschaft, Handwerk und Markt", p. 141 参照。
- (59) Devroey, "Un monastère", p. 579; M. Roblin, *Le terroir de Paris, aux époques gallo-romaine et franque*, 2^e édition, Paris, 1971, pp. 337-38.
- (60) 前注(30)参照。

付記 本稿は1990年度文部省科学研究費補助金(一般研究C, 課題番号02610179)による成果の一部で、日本西洋史学会第41回大会(1991年5月18-19日, 名古屋大学)にて「中世初期パリ地方の経済拠点をめぐる」と題して行なった報告の内容を大幅に書きかえたものである。